

日行連発第497号  
令和2年8月7日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会  
会長 常住 豊

### 法務局における自筆証書遺言書保管制度について（通知）

令和2年7月10日より、法務局における遺言書の保管等に関する法律（平成30年法律第73号）（以下「法」という。）が施行され、自筆証書遺言書保管制度が開始されました。新たに本制度が開始されるにあたって、日行連では、国民の利便、当該制度の普及等の観点から、これまで遺言・相続に携わってきた行政書士を活用するよう要望してまいりました。については、法務省民事局より以下の趣旨が確認されたのでご報告いたします。

- ・法に基づく各種の申請等については、任意代理はできない。
- ・法に基づく各種の申請等に関して必要となる書類は、司法書士法第3条第1項第2号が定める「法務局又は地方法務局に提出する書類」に該当するため、これらの作成は司法書士の専属業務に当たる。
- ・遺言書情報証明書の交付請求書（法第9条第1項）及び遺言書保管事実証明書の交付請求書（法第10条第1項）の作成は、各士業者が各士業法の規定する業務の遂行に当たってこれらの書面を第三者に提出する必要が現に存在する場合には、正当の業務に付随して行う業務に当たるものとして、司法書士法第73条第1項には抵触しない。

日行連では、国民の利便、当該制度の普及等の観点から、引き続き総務省とも協議をした上で法務省に対して行政書士の活用を要望してまいります。

各単位会におかれましては、現時点における上記取扱いをご理解いただき、会員に向けた業務指導についてご協力いただきますよう宜しくお願いいたします。